

新型コロナウイルス抗原定性検査キット取扱薬局等のリスト化について
(お問い合わせの多い事項)

R4.11.11 日本薬剤師会 医薬・保険課

Q1 今回収集した情報はどのような形で公表されるのか。

A1 厚生労働省にて一元的に情報をとりまとめ、その一覧を厚生労働省ホームページにてリスト・マップとして示されることが想定されています (R4.11.9 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡参照)。

厚生労働省として、第7波の際の「どこで買えるのか、いつ行けば買えるのか」という声に応えるべく情報収集と情報発信に取り組まれるもので、その情報収集にあたり、日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会に協力依頼があったものです。

Q2 現在厚生労働省のホームページで公表されている「医療用抗原検査キットの取扱薬局リスト情報」(各薬剤師会等が作成・公表している情報のリンク集)は今後どうなるか。

参考：現在の厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082537_00001.html

A2 現在の厚生労働省のホームページは、今回収集した情報発信に置き換える予定であると説明を受けております。

Q3 公表のスケジュールはどのようになっているか。今回の提出期限に間に合わなかった場合にどうなるか。

A3 今月内(末日予定)に厚生労働省からリスト・マップを公開することが予定されています。期限内に日本薬剤師会に到着した分をもっての公開となり、その後は情報更新による対応となります(Q4参照)。

Q4 提出期限後の薬局の追加・削除や掲載情報の変更の手順はどのようなか。

Q4 情報の更新は行う予定ですが、その頻度や手順については厚生労働省と調整中です。調整がつき次第お知らせいたします。

Q5 所定様式の情報項目で表しきれない留意事項がある場合、どのように対応すればよいか。

(例：店舗販売業で薬剤師の勤務時間に変動があり、販売時間に変動がある等)

A5 備考欄に記入された内容は、公表時にもそのまま表示されますので、備考欄の活用もご検討ください。また、厚生労働省でリストを公表する際、以下の留意事項が掲載されることもご勘

案ください。

- ・掲載薬局・店舗に必ず検査キットがあることを保証するものではない、在庫状況は常に変動するため購入の際には電話等で確認することを推奨
- ・年末年始は営業時間が異なる場合があるため電話等で確認することを推奨

Q6 今般のリスト化とあわせて、①検査キットと OTC の解熱鎮痛薬をあらかじめ自宅に備えておくことの地域住民への呼びかけと販売・相談対応の強化、②検査キットを販売していることの地域住民への周知（薬局店頭における掲示等）に取り組む際、活用できるツール等はどこで入手できるか。

A6 以下をご活用ください。

①検査キットと OTC の解熱鎮痛薬をあらかじめ自宅に備えておくことの地域住民への呼びかけ

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00003.html

※日薬ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」からもリンクしています

②検査キットを販売していることの地域住民への周知（薬局店頭における掲示等）

◆日本薬剤師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/kit.html>

「その他の日薬作成資料等」より「薬局掲示例（デザインテンプレート）Ver.2.0（Word）」